

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の骨子案でのポイント

1 温室効果ガス削減等に向けた取組の整理

- ・骨子案の第5章で、これまでの検討部会で示してきた骨子案をもとに基本方針、個別目標、施策、市民・事業者・行政における各主体の行動を整理した。
- ・カーボンニュートラル達成に向けた各主体の取組として、具体的な行動を詳述するかどうか。

→詳述する場合、見せ方に工夫が必要。情報過多で読まれない可能性もある。

→詳述が望ましければ、作業部会が中心になりその整理を行う。

例) 骨子案

主体分類	行動
事業者	○事業所建物の省エネ改修 ・店舗や社屋、工場の断熱改修 ・ZEH・ZEBの提案・施工・賃貸借



骨子案をふみこんだ表現とする場合

主体分類	行動
事業者	○事業所建物の新築時断熱建築および断熱改修 ・事業所、工場の断熱新築や断熱改修 ・建築事業者はZEH、ZEBまたはそれを超える欧米並み断熱建築の提案・施工。建物省エネ表示を行う。 ・賃貸ビル、賃貸住宅オーナーはZEH、ZEBまたはそれを超える欧米並み断熱建築の新築・改修をして賃貸借。オーナーと不動産業者は建物省エネ表示を行う。

- ・省エネや再エネ設備の導入に向けて、国や東京都、市が行っている制度や支援策の情報提供が有効と考えられるため、普及促進方法も提示した。

2 温室効果ガス排出量の削減に向けた目標値の検討

- ・国の温室効果ガス排出削減目標は、2030 年度に 46%削減（2013 年度比）、2040 年度に 73%削減（2013 年度比）、2050 年度にカーボンニュートラルの達成としている。
- ・歌川部会員に算定いただいた「本市の脱炭素転換と地域発展」によると、本市における 2030 年度の温室効果ガスは 67%削減（2013 年度比）まで可能という見込みである。
- ・ただし、67%削減（2013 年度比）達成するために市民・事業者の相当な努力・協力が必要となる。
- ・達成困難でも野心的な目標（67%削減）とするか、国とあわせた目標（46%削減）とするか。
→市をはじめ、検討部会の皆様でご決定いただきたい。